安芸太田町分別収集計画

令　和　７　年　６　月

安 芸 太 田 町

目　　次

ページ

1　計画策定の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2　基本的方向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
3　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
4　対象品目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
5　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・・　3
6　容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
7　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分　・・・・・　5
8　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み　・・・・・・・・・・・　6
9　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法・・・・6
10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項　・・・・・・・・・　7
11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項　・・・・・・　8
12　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・9

【特記事項】容器包装廃棄物の量の見込み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

１　計画策定の意義

本町は平成 29 年度から可燃ごみを広島市に焼却委託し、その他のごみを直営で中間処理している。焼却を行わなくなったことで残渣処分に関わることは少なくなったが、全国的に最終処分の残余年数は逼迫しており、本町においても早急に検討すべき課題である。

このような状況の中、容器包装リサイクル法（略称）第８条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、ごみの削減を図る目的で，住民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

これにより、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を一層推進するものである。

２　基本的方向

本計画を実施するにあたり、基本的な方向は、次のとおりとする。

（１）住民、製造及び販売にあたる事業者及び収集・処理を行う行政の三者が一体となって将来の循環型社会を構築していく。

（２）資源化及び再利用を推進するためのリサイクル計画を策定し、分別収集体制の充実、集団回収等に対する住民協力の啓発及び、本町で無理なく実現可能な資源化施設計画等を行うとともに、資源・エネルギー利用の充実をはかる。

３　計画期間

本計画の計画期間は令和８年４月を始期とする５年間とし、３年ごとに改定する。

４　対象品目

分別収集品目は，次の通りとする。

○ ガラス製容器（びん類：無色、茶色、その他）
○ アルミ製容器（アルミ缶）
○ スチール製容器（スチール缶）
○ 紙製容器包装（紙パック、ダンボール）
○ ペットボトル
○ 製品プラスチック

５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第８条第２項第１号）

本町における容器包装廃棄物の排出量の見込みは次の通りである。なお、詳細は資料編に掲載した。

［表-１］本町の容器包装廃棄物排出量の見込み

（単位：ｔ/年）

	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
安芸太田町	128	172	171	168	165

［表-１］の量は，過去の実績及び本町の人口から推計した数量である。

［表-２］本町からの発生量の見込み

（単位：ｔ/年）

	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ガラスびん	41	40	40	39	39
アルミ缶	13	13	13	13	12
スチール缶	14	13	13	13	13
紙パック	7	7	7	7	7
段ボール	22	22	22	21	21
ＰＥＴ容器	31	31	30	30	29
製品プラスチック	0	46	46	45	44
合　計	128	172	171	168	165

［表-２］の量は，過去の実績及び本町人口から推計した数量である

６　容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項
（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。

なお、実施するにあたっては、住民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集の実施に当たり、広報やアンケート調査を行う等により住民・事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

（１）住民に減量化、資源化意識及び排出マナーに対する意識を高める。
（２）資源化に向けて分別収集体制の効率化を図る。
（３）買い物袋の持参を促進する。
（４）ものを大切にする心掛けを徹底する。
（５）環境教育、啓発活動を充実する。

７　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）

本町の容器包装廃棄物の分別の区分は、下記のように定める。

［表-３-１］容器包装廃棄物にかかる分別の区分

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装		缶
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック

［表-３-２］分別の区分と実施時期

N0	収集に係る分別の区分	分別収集する容器包装廃棄物の種類	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
1	ガラス	無色のガラス製容器					
		茶色のガラス製容器					
		その他の色のガラス製容器					
2	金属	スチール製容器					
		アルミ製容器					
3	紙類	飲料用紙製容器					
		段ボール					
4	プラスチック	ペットボトル					
		製品プラスチック					

８　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

（法第８条第２項第４号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてｽﾁｰﾙ製の容器	4 t		4 t		4 t		4 t		4 t	
主としてｱﾙﾐ製の容器	7 t		7 t		7 t		7 t		6 t	
無色のｶﾞﾗｽ製容器	（合計） 15 t		（合計） 15 t		（合計） 15 t		（合計） 14 t		（合計） 14 t	
	（引渡量） 15 t	（独自処理量） t	（引渡量） 15 t	（独自処理量） t	（引渡量） 15 t	（独自処理量） t	（引渡量） 14 t	（独自処理量） t t	（引渡量） 14 t	（独自処理量） t
茶色のｶﾞﾗｽ製容器	（合計） 20 t		（合計） 19 t		（合計） 19 t		（合計） 19 t		（合計） 19 t	
	（引渡量） 20 t	（独自処理量） t	（引渡量） 19 t	（独自処理量） t	（引渡量） 19 t	（独自処理量） t	（引渡量） 19 t	（独自処理量） t t	（引渡量） 19 t	（独自処理量） t
その他のｶﾞﾗｽ製容器	（合計） 6 t		（合計） 6 t		（合計） 6 t		（合計） 6 t		（合計） 6 t	
	（引渡量） 6 t	（独自処理量） t	（引渡量） 6 t	（独自処理量） t	（引渡量） 6 t	（独自処理量） t	（引渡量） 6 t	（独自処理量） t t	（引渡量） 6 t	（独自処理量） t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてｱﾙﾐﾆｭｳﾑが利用されているものを除く	0.1 t		0.1 t		0.1 t		0.1 t		0.1 t	
主として段ﾎﾞｰﾙ製の容器	11 t		11 t		11 t		11 t		10 t	
主としてﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾃﾚﾌﾀﾚｰﾄ（PET）製の容器であって飲料又はしょう油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	（合計） 3 t		（合計） 3 t		（合計） 3 t		（合計） 3 t		（合計） 3 t	
	（引渡量） t	（独自処理量） 3 t	（引渡量） t	（独自処理量） 3 t	（引渡量） t	（独自処理量） 3 t	（引渡量） t	（独自処理量） 3 t	（引渡量） t	（独自処理量） 3 t
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	（合計） 0 t		（合計） 126 t		（合計） 126 t		（合計） 123 t		（合計） 120 t	
	（引渡量） t	（独自処理量） t	（引渡量） t	（独自処理量） 126 t	（引渡量） t	（独自処理量） 126 t	（引渡量） t	（独自処理量） 123 t	（引渡量） t	（独自処理量） 120 t

（注１）独自処理とは、指定法人による引取りではなく、町が独自に処理を行う予定量を示す。

９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量
＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
5,167 人 （対前年度比） 98.6%	5,091 人 （対前年度比） 98.5%	5,015 人 （対前年度比） 98.5%	4,940 人 （対前年度比） 98.5%	4,865 人 （対前年度比） 98.5%

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）

分別の種類、区分及び収集運搬・保管の主体は下記のように定める。

［表-５］　分別等の実施主体

<table>
<tr><th colspan="2">容器包装廃棄物の種類</th><th>分別収集の区　分</th><th>収集・運搬</th><th>選別・保管</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ガラス製容器</td><td>無色のガラス製容器</td><td rowspan="3">びん類</td><td rowspan="3">業者委託で定期収集</td><td rowspan="3">直　営</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>茶色のガラス製容器</td></tr>
<tr><td>その他ガラス製容器</td></tr>
<tr><td colspan="2">アルミ製容器包装</td><td rowspan="2">缶　類</td><td rowspan="2">業者委託で定期収集</td><td rowspan="2">直　営</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">スチール製容器包装</td></tr>
<tr><td colspan="2">飲料用紙パック
（アルミ使用なし）</td><td>紙パック</td><td>業者委託で定期収集</td><td>直　営</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">段ボール</td><td>段ボール</td><td>業者委託で定期収集</td><td>直　営</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ＰＥＴボトル
（飲料及びしょう油等）</td><td>PETボトル</td><td>業者委託で定期収集</td><td>直　営</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">製品プラスチック</td><td>未　定</td><td>業者委託で定期収集</td><td>委　託</td><td></td></tr>
</table>

11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）

本計画における設備または施設等の整備に関しては、缶（鉄・アルミ）、ビン（無色・茶・他）製容器包装廃棄物の分別・保管は既存の施設で行い、段ボール、紙パック，ＰＥＴボトルの分別・保管は既存の施設及び空車庫を利用し分別・保管をしている。

（１）　処理設備（平成８年度竣工）

ア　選別設備

（ア）磁選機

（イ）アルミ選別機

（ウ）手選別機

（２）　減容化設備

ア　プレス機

（３）資源物貯留設備

１．カレット（無色） ２．カレット（茶） ３．カレット（その他）	112 m^3	60 t
４．アルミ類	50 m^3	30 t
５．鉄類	50 m^3	30 t
６．紙パック	45 m^3	１ t
７．段ボール	45 m^3	５ t
８．PETボトル	54 m^3	４ t

※製品プラスチックは処理委託業者へ収集後直接搬入予定

12　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（１）情報提供の拡充

広報、ホームページなどを活用し、ごみの３Ｒ運動やSDGｓ、処理に関する情報を積極的に提供していく。

（２）分別回収率の向上

集積場所など住民の意見を取り入れ、必要がある場合には適宜検討を行う。

【特記事項】容器包装廃棄物の量の見込み

容器包装廃棄物の量の見込みは次のように行った。

1　推定の方法

（１）推定概要

本町の容器包装廃棄物の発生量は、全国の容器包装の生産量と本町の人口規模から推定した。

また、資源化等の回収量の見込みは、本町で実績を基に推計した。

（２）びん類の推定

本町では、資源ごみとしてガラス、びんを分別収集している。

そのため、過去の回収実績をもとに将来の回収率目標を定めて見込み量を推定した。

（３）スチール・アルミ類の推定

本町では、資源ごみとして缶類を分別収集している。

そのため、過去の回収実績から将来の回収率目標を定めて見込み量を推定した。

（４）飲料用紙パック、段ボール類の推定

本町では、資源ごみとして飲料用紙パック、段ボールを分別収集している。

そのため、過去の回収実績から将来の回収率目標を定めて見込み量を推定した。

（５）ＰＥＴ製容器包装の推定

本町では、資源ごみとしてＰＥＴ製容器包装を分別収集している。

そのため、過去の回収実績から将来の回収率目標を定めて見込み量を推定した。

（７）白色トレイ製容器包装の推定

本町では平成 29 年３月 31 日をもって山県郡西部衛生組合が解散したことから、それ以降白色トレイ製容器包装の分別収集を廃止した。

（８）プラスチック製容器包装の推定

本町では令和９年度よりプラスチック資源循環法に基づいた製品プラスチックの分別収集を予定している。

そのため、過去の回収推計実績から令和９年度以降の回収率を定めて見込み量を推定した。

※びん類、スチール・アルミ類、飲料用紙パック、ダンボール類は、資源ごみ袋で収集。ＰＥＴ製容器包装は、プラスチックごみ袋で収集。

２　容器包装廃棄物発生量の見込み

本町における容器包装廃棄物の発生量の見込みは，本町の人口及び容器包装の生産量原単位及び消費量原単位を用いて推定した。

その結果を［資料表-１］に示す。

［資料表-１］本町の発生量の見込み

（単位：ｔ/年）

	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ガラスびん	41	40	40	39	39
アルミ缶	13	13	13	13	12
スチール缶	14	13	13	13	13
紙パック	7	7	7	7	7
段ボール	22	22	22	21	21
ＰＥＴ容器	31	31	30	30	29
製品プラスチック	0	46	46	45	44
合　計	128	172	171	168	165

３　回収の実績と回収方法の見込み

（１）びん類

びん類の見込み量推定結果を[資料表-２]にまとめた。同じ表で生産原単位と本町の人口から消費量の概算を推定し、その値に対する回収量を求めた。

びん類の回収率の実績は、令和６年度が 81.4%となっており、以後年間の回収率は 81.4%とし、色別の割合については，本町の令和４年・５年・６年度の実績は（無色：36.4%，茶色：48.7%，その他：14.9%）とした。

［資料表-２］ガラスびん類の回収量の見込み

年度	生産量原単位（g/人・日）	回収率（%）	発生量・回収量			
			区域人口（人）	発生量（t/年）	回収量（t/年）	
					実績	予定
R. ５	21.7	93.2	5,518	44	41.0	
R. ６	21.7	81.4	5,381	43	35.0	
R. ７	21.7	81.4	5,243	42		34.0
R. ８	21.7	81.4	5,167	41		33.0
R. ９	21.7	81.4	5,091	40		33.0
R.10	21.7	81.4	5,015	40		33.0
R.11	21.7	81.4	4,940	39		32.0
R.12	21.7	81.4	4,865	39		32.0

（２）アルミ缶及びスチール缶

アルミ缶及びスチール缶の見込み量推定結果を[資料表-３、４]にまとめた。

同じ表で生産原単位と本町の人口から消費量の概算を推定し、その値に対する回収量を求めた。

ア　アルミ缶の推定

アルミ缶の回収率の実績は、令和６年度が 50.0%となっており、以降この回収率と見込んだ。

［資料表-３］アルミ缶の回収量の見込み

年度	生産量原単位(g/人・日)	回収率(%)	発生量・回収量			
			区域人口(人)	発生量(t/年)	回収量（t/年）	
					実績	予定
R. 5	7.0	50.0	5,518	14	7.0	
R. 6	7.0	50.0	5,381	14	7.0	
R. 7	7.0	50.0	5,243	13		7.0
R. 8	7.0	50.0	5,167	13		7.0
R. 9	7.0	50.0	5,091	13		7.0
R.10	7.0	50.0	5,015	13		7.0
R.11	7.0	50.0	4,940	13		7.0
R.12	7.0	50.0	4,865	12		6.0

イ　スチール缶の推定

スチール缶の回収率の実績は、令和６年度が 28.6%となっており、以降この回収率と見込んだ。

［資料表-４］スチール缶の回収量の見込み

年度	生産量原単位(g/人・日)	回収率(%)	発生量・回収量			
			区域人口(人)	発生量(t/年)	回収量（t/年）	
					実績	予定
R. 5	7.3	33.3	5,518	15	5.0	
R. 6	7.3	28.6	5,381	14	4.0	
R. 7	7.3	28.6	5,243	14		4.0
R. 8	7.3	28.6	5,167	14		4.0
R. 9	7.3	28.6	5,091	13		4.0
R.10	7.3	28.6	5,015	13		4.0
R.11	7.3	28.6	4,940	13		4.0
R.12	7.3	28.6	4,865	13		4.0

ウ　紙類

［資料表-５］は紙パックの回収量の見込み、［資料表-６］は段ボールの回収量の見込みである。令和６年度の回収率実績は、紙パック 1.4%，段ボール 17.4%となっており、以降この回収率と見込んだ。

［資料表-５］飲料用紙製容器包装（紙パック）の回収量の見込み

年度	生産量原単位（g/人・日）	回収率（%）	発生量・回収量			
			区域人口（人）	発生量（t/年）	回収量（t/年）	
					実績	予定
R. 5	3.8	1.3	5,518	8	0.1	
R. 6	3.8	1.4	5,381	7	0.1	
R. 7	3.8	1.4	5,243	7		0.1
R. 8	3.8	1.4	5,167	7		0.1
R. 9	3.8	1.4	5,091	7		0.1
R.10	3.8	1.4	5,015	7		0.1
R.11	3.8	1.4	4,940	7		0.1
R.12	3.8	1.4	4,865	7		0.1

［資料表-６］段ボール回収量の見込み

年度	生産量原単位（g/人・日）	回収率（%）	発生量・回収量			
			区域人口（人）	発生量（t/年）	回収量（t/年）	
					実績	予定
R. 5	11.8	20.8	5,518	24	5.0	
R. 6	11.8	17.4	5,381	23	4.0	
R. 7	11.8	17.4	5,243	23		4.0
R. 8	11.8	17.4	5,167	22		4.0
R. 9	11.8	17.4	5,091	22		4.0
R.10	11.8	17.4	5,015	22		4.0
R.11	11.8	17.4	4,940	21		4.0
R.12	11.8	17.4	4,865	21		4.0

エ　プラスチック

［資料表−７］はペットボトルの回収量見込みである。ペットボトルの回収率の実績は、令和６年度が 9.1%となっており、以降この回収率と見込んだ。

［資料表−７］ペットボトル回収量の見込み

年度	生産量原単位(g/人・日)	回収率(%)	発生量・回収量			
			区域人口(人)	発生量(t/年)	回収量（t/年）	
					実績	予定
R. 5	16.6	18.2	5,518	33	6.0	
R. 6	16.6	9.1	5,381	33	3.0	
R. 7	16.6	9.1	5,243	32		3.0
R. 8	16.6	9.1	5,167	31		3.0
R. 9	16.6	9.1	5,091	31		3.0
R.10	16.6	9.1	5,015	30		3.0
R.11	16.6	9.1	4,940	30		3.0
R.12	16.6	9.1	4,865	29		3.0

［資料表−８］は製品プラスチックの回収量見込みである。

製品プラスチックは、現在その他プラスチックに含め収集を行っている。

回収率の実績は推計値を基として、令和９年度が 273.5%となっており、以降この回収率と見込んだ。

［資料表−８］製品プラスチック回収量の見込み

年度	生産量原単位(g/人・日)	回収率(%)	発生量・回収量			
			区域人口(人)	発生量(t/年)	回収量（t/年）	
					実績	予定
R. 5	25.0	284.0	5,518	50		
R. 6	25.0	273.5	5,381	49		
R. 7	25.0	273.5	5,243	48		
R. 8	25.0	273.5	5,167	47		
R. 9	25.0	273.5	5,091	46		126
R.10	25.0	273.5	5,015	46		126
R.11	25.0	273.5	4,940	45		123
R.12	25.0	273.5	4,865	44		130